

市民的君主とフィレンツェ：マキアヴェッリの『君主論』における君主類型

鹿子生，浩輝
九州女子大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/16472>

出版情報：政治研究. 56, pp.23-56, 2009-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

市民的君主とフィレンツェ

——マキアヴェッリの『君主論』における君主類型——

鹿子生 浩輝

はじめに

- 一 ヴイルトゥ概念の転換
- 二 概念転換の政治的意味
- 三 君主類型の比較
- 四 「市民的君主」の統治
おわりに

はじめに

周知のように、マキアヴェッリは『君主論』の最終章で、「イタリアの解放」を勧めている⁽¹⁾。この訴えに着目した後世の多くの人々は、彼が一九世紀のイタリア国民国家のあり方を予見していたと解釈してきた⁽²⁾。しかし、近代の国民国家観を一六世紀初頭のマキアヴェッリの議論に読み込もうとするこの解釈は、アナクロニズムに陥っており、少なくとも専門的研究のレベルではもはや支配的ではない。近年では、『君主論』理解のために同時代のより具体的なコンテキストを参照するという見地から、むしろこの作品が彼の祖国フィレンツェを考察の対象としていると解釈する研究が比較的多くなっている⁽³⁾。例えば、Q・スキナーらは、マキアヴェッリが『君主論』の第一章(第二章以降の議論の見取り図)から第七章(「他者の軍隊や幸運によつて獲得した新君主国について」)までの範囲で、自らの議論を最終的にフィレンツェという具体的コンテキストに絞り込んだと解釈している⁽⁴⁾。ところが、これらの研究も、『君主論』の多くの議論を説明しえないという難点を抱えている。例えば、その作品をもつばらフィレンツェ政治との関連から理解する場合、「イタリアの解放」の勧めをどう説明すべきであろうか。

実際のところ、『君主論』では多様な都市が念頭に置かれており、それらの中には、統治上の大きな困難が予想されるがゆえに助言を要するという意味で中心的な対象がある。この重要な統治対象とは、すでに別稿で指摘したように、ロンバルディアやロマーニャ地方に属する諸都市であった⁽⁵⁾。『君主論』第一章から第七章までの範囲でマキアヴェッリが念頭に置いているのは、スキナーらの指摘とは異なり、形式的には教皇領(あるいはその周辺)に属する諸都市と見るべきであろう。それらの都市は、メディチ家出身の新しい教皇レオ一〇世が、弟ジュリアーノや甥ロレンツォ(小ロレンツォ)に新たに支配させようとしていた(あるいは、実際に支配させていた)複数の「新君主国」である。『君主論』の主題である「新君主」とは、外国の征服と国内の革命のいずれの場合であれ、旧来の支配権の篡奪者であり、教皇の好意に依拠したチエーザレ・ボルジアは、まさに他者の力量(つまり幸運)によつて諸都市を征服した「新君主」であった。ボルジアの行為を模倣せよという『君主論』の主張は、こうした政治的コンテキストから理解しなければならぬ。

支配の正当性の欠如したこの特殊な政治状況を想定した上で、マキアヴェッリは、悪徳をも行使せよという特異な助言を提供したのである。

『君主論』の基本的関心は、右で示した地域での統治術を提供することであったが、しかし、フィレンツェを対象とする議論がその著作にまったく含まれていないわけではない。C・H・クラフは、マキアヴェッリ解釈における伝統的な課題、すなわち、『君主論』と『リウイウス論』という二大政治著作を総合的に解釈するという難問を解消するため、マキアヴェッリが『君主論』では教皇領における君主国（君主制）を、他方『リウイウス論』ではフィレンツェにおける共和国（共和制）をそれぞれ別個に想定していたという説を提唱している⁽⁶⁾。この説は、二著作の関係をめぐる従来の解釈——例えば、マキアヴェッリ転向説——の大半とは異なっており、注目に値する。しかし、『君主論』がフィレンツェを除外しているがゆえに『リウイウス論』の共和国論と矛盾しないという解釈は、結論から言えば、適切ではない。実を言えば、マキアヴェッリは『君主論』の一部で、祖国フィレンツェを念頭に置きながら議論を展開している。その部分とは、第八章「非道によつて君主国を獲得した人物について」と第九章「市民的君主国（*principato civile*）について」であり、フィレンツェ統治に関するより具体的な助言が提供されるのは、第九章においてである⁽⁷⁾。

実際、一部の研究は、『君主論』第九章の「市民的君主国」に着目し、この箇所がフィレンツェと直接的関連を有すると想定している⁽⁸⁾。マキアヴェッリが祖国の政治をどのように考えていたのかという問題は、彼の政治思想を理解する上で明らかすべき最重要の問題であろう。にもかかわらず、それらの研究の多くは、このことを簡単に触れるに留まつており、当該部分のテキスト分析は、十分に行なわれていないと言いがたい⁽⁹⁾。とりわけ、この第九章がその前後の諸章とどのような関係にあるのか、あるいは、その章が著作全体の中でどのような意味を有するのかという問題は、ほとんど検討の対象とされていない。本論の目的は、『君主論』第八章と第九章の議論の意味を、特にその前の諸章との関係から明らかにすることである。（第八章と第九章が、後続する第一〇章「様々な君主国の力をどのように推し量るべきか」や第一章「教会君主国」とどのような関係にあるか、さらには、著作全体の中でどのような意味を有するのかという問題は、マキアヴェッリのイタリア論に直結するきわめて重要な点ではあるが、紙面の制約上、ここで本格的に取り組む

ことはできない。

本論で主に取り上げる『君主論』の範囲の議論展開をまず簡単に示しておこう。マキアヴェツリは第六章から第九章までの四つの章で、各章に一つずつ合計四つの君主(国)類型を提示している。彼は第六章以降では、統治対象の性質の観点から分類してきた第二章から第五章までとは異なり、支配権(君主権)獲得における君主の資質、つまり「ヴィルトゥ(Virtù)」という観点から分類を行なっている。第六章「自らの軍隊や力量で獲得した新君主国について」と第七章「他者の軍隊や幸運によって獲得した新君主国について」は、ヴィルトゥの有無という基準(逆から言えば、「フォルトゥナ(fortuna)」からの独立の有無という基準)で二分されている。彼は続く第八章の最初で、支配権獲得の方法には、「さら(10)に二つの様態(ancora in dua modi)がある」と論じている。その二つの様態とは、支配権獲得が「極悪非道やその他の許しがたい暴力」(第八章)に依拠した場合と、「同胞市民の好意(il favore degli altri sua cittadini)」(第九章)に依拠した場合である。彼は第八章でこの議論を開始する際、そうした二つの君主が「全面的には(al tutto)フォルトゥナやヴィルトゥに属さない」と論じている。また、第八章で例示されるアガトクレスという君主は、後述するように、その非道な行為ゆえに「ヴィルトゥ」を備えた類型に帰属させられていない。マキアヴェツリのこうした議論からうかがえるのは、右の範囲での分類基準がヴィルトゥという概念に関係しているということである。そのため、本論ではこの概念を中心に考察することとなる。

君主を類型化することの営為に着目することで明確となるのは、マキアヴェツリの提唱するフィレンツェ統治術が、教皇領の「新君主国」のそれとは異質な様式であったということである。フィレンツェを念頭に置いた『君主論』第八章と第九章で、彼がメディチ家に訴えたのは、支配者が徳(美德)という意味でのヴィルトゥを備え、かつ、公的利益の追求によって栄光や名誉を獲得せよというものである。このように彼のフィレンツェ論は、専制君主の書という伝統的な『君主論』解釈からは、およそ説明しがたい内容となっている。第六章と第七章の二つの君主類型は、教皇領の「新君主」を想定しながら設けられていたため、フィレンツェに復帰したメディチ家の政治的立場を明確化しえず、祖国での具体的な統治術を彼が同家に提供することもなかった。そこで彼は、第八章と第九章で(二つの君主類型を対比させ

る形で) フィレンツェのメデイチ家の立場をよりの確に示し、祖国を統治する上での適切な助言を与えようとした。他方でマキアヴェツリは、武装の必要性という観点からすでに第六章で提示していた君主(立法者)たちの実例を、第八章と第九章では別の観点からフィレンツェ論に活かそうとしている。すなわち、第六章の立法者たちを再び想起させる際に込められていた期待とは、メデイチ家がフィレンツェを「真の共和国」へと改革することであり、マキアヴェツリの考えでは、同家はその結果、彼ら立法者たちと同様に、栄光や名譽を獲得しようとした。

本稿の構成を示しておこう。第一節では、ヴィルトゥという用語が『君主論』第六章や第七章では悪徳という意味を伴っていたにもかかわらず、第八章の一部では、逆に徳という意味を持つていることを確認する。第二節で明確化するように、この相違の理由は、政治的コンテキストの観点から言えば、第八章と第九章での考察対象が祖国フィレンツェだった点にあり、第八章でのマキアヴェツリの意図は、メデイチ家に同胞市民に対する悪徳の行使を戒め、栄光を追求するよう訴えることであつた。マキアヴェツリは同章で、アガトクレスという人物を極悪非道に依拠した君主として例示し、第六章の君主たちと対比させている。第三節では、この二種類の君主が暴力や悪徳の行使という点では同様であるにもかかわらず、なぜ両者に対するマキアヴェツリの評価が異なるのかという問題に取り組む。その理由とは、称賛に値する第六章の立法者たちには、アガトクレスとは異なり、公的利益を追求する動機を抱いていたという点にある。こうした立法者のあり方は、マキアヴェツリの考えでは、フィレンツェのメデイチ家が模範とすべき態度であつた。第四節では、同家が栄光や名譽を獲得するために祖国をどのように統治すべきと考えられているかを明らかにする。実のところ、マキアヴェツリは『君主論』第九章で、「市民的君主」に祖国の公的利益の追求を要請し、この観点から、『リウイス論』で描写されているような共和制を採用させようとしていたのである。

一 ヴィルトゥ概念の転換

『君主論』第八章以降の議論は、本論で丹念に見ていくように、とりわけ現代の読者には混乱を与える形で展開してい

ると言わざるをえない。とはいえ、このことは、マキアヴェツリの思考が混乱していたことを意味するわけではない。現代の読者にとって理解困難な議論も、その政治的背景を自明としている当時の読者にはそうではなかった可能性がある。また、彼の議論展開が結果的にせよスムーズとは言いがたいものとなったのは、彼の論理的破綻や論述能力の不足ではない事情があったと見てよい。第一節ではまず、ヴィルトゥという言葉が『君主論』の中で対立的な意味で用いられていることを指摘し、第二節でその理由を明らかにする。

『君主論』第八章が読者にいわば知的負荷を強いている理由の一つは、マキアヴェツリがそこで導入した新しい分類基準に、すなわち、ヴィルトゥという言葉に従前とは異なる意味で使用している点にある。彼は『君主論』第一章以降、例えば、すべての国家を君主国と共和国に二分するなど、しばしば対照的概念を提示してきた。第六章と第七章でも彼は、支配権の獲得方法をヴィルトゥの有無、すなわち、自己の力量（能力）の有無という観点から二分し、この分類に基づきながらそれぞれで具体的な考察を提供していた。例えば、自らの力量で支配権を獲得した第六章の君主は、その獲得においては大きな困難に直面するが、維持においてはそうした困難はほとんど生じない。他方、他者の好意で支配権を獲得した第七章の君主には、この逆のことが言える。そのため、後者の君主は、武装すること（換言すれば、ヴィルトゥを備えること）こそが、最も緊要な課題とされる。対照的な類型化に基づくこうした考察から、読者は第七章を読み終えた段階で、力量（自力）の有無という観点からの議論がすでに修了したものと推測するであろう。にもかかわらず、実際にはマキアヴェツリは第八章で、再度ヴィルトゥという言葉を用いながら君主を分類している。彼はなぜ、従前と同じ用語で分類を再開したのであろうか。

ヴィルトゥの意味を具体的文脈から確定してみよう。結論から言えば、マキアヴェツリは第八章で、その言葉を少なくとも二重の意味で用いている。一つは、従前と同じ意味であり、もう一つは、徳という意味である。第一に、その章でもヴィルトゥとは、基本的には自己の力量や能力を意味している。それゆえ、これまでの君主類型が力量の有無という観点からの分類だったとすれば、第八章の君主とは、自己の力量がその程度において従前の二つの君主のいずれとも異なっているということになる。このことは、すでに引用したように、「その君主は、全面的にはフォルトゥナやヴィ

ルトウに属さない」という第八章冒頭の表現からうかがえる。この文脈から振り返るならば、第六章と第七章で提示されていた二つの君主類型は、力量の程度で両極端に位置すると言つてよい。他方、第八章や第九章で提示される君主とは、「全面的には」それらのいずれかに依存しないがゆえに、その両極の間のどこかにそれぞれ位置することになる。このように第八章と第九章の君主たちは、若干の差があるにせよ、ある程度の力量を支配権獲得の段階で備えていた君主であり、逆に言えば、それら君主はいずれも、ある程度は幸運（他力）に依存していたことになる。具体的事例の記述も、このことを傍証していると言える。すなわち、アガトクレスなど第八章で例示された君主たちも、ナビスなど第九章で例示された君主たちも、自らの力量と他者の力の双方に一定程度は依存した人物として描かれている。こうした見方からすれば、第八章や第九章の君主たちと、第六章や第七章の君主たちとの間には、質的な相違はないということになる。

ところが、ヴィルトウという言葉は第八章で、もう一つの意味でも使用されている。マキアヴェツリは同章の冒頭ですでに引用したように、「一私人から君主になるには、さらに二つの様態がある」と述べている。ここから推察しうるのは、自力と他力という意味でのヴィルトウやフォルトゥナのいずれにも依拠せずに君主となることがありうるということである。同様のことは、「彼「アガトクレス」がフォルトゥナやヴィルトウによらずになし遂げたことを、そのいずれかに帰することはできない¹⁴⁾」という表現からもうかがえる。たしかに、この第八章でもヴィルトウという言葉の多くは、自らの力量という意味を依然として有している。次の一節からもわかるように、アガトクレスは、かなりの程度の自身の力量によって（すなわち、他者の好意や幸運にほとんど依存せず）支配権を獲得した人物例として叙述されている。

この男の行動と生き方を考えてみる人は、幸運(Fortuna)に帰せられることがらがまったくないか、あるいは、あつたとしてもきわめて少ないことがわかる。というのも、先に述べたように、彼は、誰かの好意によつてではなく、様々な困難や危険を克服し、軍隊の各段階を重ねることによつて、君主の地位に到達し、さらにはその後も、多くの勇敢かつきわめて危険な方策でその地位を維持したのである。¹⁵⁾

しかしながら、この一節の直後、ヴィルトゥという言葉は、突如異なる意味を伴いながら登場している。すなわち、次の引用中の最初の「ヴィルトゥ」は、明らかに徳という意味を伴っている。

同胞市民 (socii citadini) を殺害し、仲間を裏切り、信義や慈悲心や宗教心を持っていないことをヴィルトゥ（徳）と呼ぶことはできない。そうした方法で支配権 (imperio) を獲得することはできるが、栄光 (gloria) を獲得することはできない。アガトクレスが危地に飛び込み、それを脱する際のヴィルトゥ（力量）や、逆境を耐え乗り越える際の魂の偉大さを考えるならば、他のきわめて卓越した指揮官に劣っているとは思われない。しかし、その無数の非道を伴った残酷さや非人間性 (crudelita e inumanità con infinite sceleratezze) は、彼がきわめて卓越した人々 (gli eccellentissimi uomini) とともに称賛されることを許すものではない。彼がフォルトゥナやヴィルトゥによらずにやり遂げたことを、そのいずれかに帰することはできない。⁽¹⁶⁾

この一節から明らかなように、君主自身の力量という従前の用法は、この一節でも存続している。しかし、マキアヴェッリは、ヴィルトゥという言葉が連続することになるにもかかわらず、その一つを徳という意味で用いている。このように彼は、力量の有無ではない別の基準、換言すれば、従前の分類基準とは質的に異なる基準を採用しているのである。マキアヴェッリの語法上の矛盾ないし難点は、ここから明らかであり、いくつかの先行研究は、その点を意識してきたが、それら研究は、なぜ矛盾や難点が生じているのかについて説明を試みていないか、試みたとしても、けつして成功しているには見えない⁽¹⁷⁾。すでに指摘してきたように、第七章までの議論でヴィルトゥとは、幸運と対立する概念、すなわち、対象を制御する自己能力を指していた。マキアヴェッリはその場合、ヴィルトゥを主に外国の支配権の篡奪、あるいはその維持の文脈で用いていた。その概念の中核は、第六章のタイトルからもわかるように、軍事力である。このようにヴィルトゥとは、政治的「革新 (innovazione)」の作業——国内外のいずれであれ、旧来の支配権を篡奪し、かつ、新体制を構築する営為——における能力であった。この作業には暴力がほぼ不可欠であるがゆえに、ヴィルトゥという用語は、悪徳を断行する能力や資質という意味を伴っていた。このことは、『君主論』第一章以降の君主の資質

に關する有名な議論、例えば、君主は残酷でなければならぬといった助言からも裏書きされよう（もちろん、ヴィルトゥという用語は、第一章以降のいわゆる「君主の鑑」論では、徳という意味でしばしば登場するが、マキアヴェッリの強調は、その意味でのヴィルトゥを実際に備えるのは、支配権喪失につながりかねないという点にある）。

實際、第六章の議論によれば、立法者的君主のうち、ロムルスに限らず、預言者モーゼさえも備えていた資質が武力であり、彼らはそれを実際に行使していた。マキアヴェッリは『リウイウス論』でも、モーゼが多くの人間を殺害した事実を読者の関心を向けさせている。⁽¹⁸⁾ マキアヴェッリの洞察では、ボルジアのヴィルトゥは、第六章の君主たちのそれと比較する限り、自己の軍事力の点ではるかに見劣りするものであった。しかし、それでも彼には、マキアヴェッリが第七章で述べているように、一定のヴィルトゥがあり、その具体的内容とは、例えば、他力に依存しないために自己の軍隊を組織する能力であるとともに、残酷さの發揮という非道徳的な資質であった。ボルジアは、「非常な残酷さと力量 (tanta ferocità e tanta virtù) を備えていた」人物であり、「幸運や他者の軍隊によって支配権 (imperio) を獲得した人物」が模倣すべきは、彼のように、例えば「力ないし策略によって勝利すること」であった。⁽¹⁹⁾ マキアヴェッリは、ヴィルトゥとは悪徳だと直接的に述べているわけではないが、その言葉は、自己の力量や能力に留まらない意味、すなわち、悪徳という独特の意味を伴っており、『君主論』が後世に衝撃を与えた一因は、この意味をマキアヴェッリが前面に押し出した点にあると言えよう。

ところが、先に引用した一節では、ヴィルトゥとは、伝統的な「君主の鑑」論やその他の議論で使用されていた一般的な意味、つまり徳という資質である（この意味は、『リウイウス論』で用いられているヴィルトゥ概念、すなわち、市民が共和国の公的利益のために發揮すべき資質に近い）。ただし、彼が徳という意味でその言葉を用いたと理解する際には、一つの難問が生じる。すなわち、「彼がフォルトゥナやヴィルトゥによらずになし遂げたことをそのいずれかに帰することはできない」という引用中最後の一文では、「フォルトゥナ」の意味を確定することが困難である、という問題である。その意味は、ヴィルトゥとフォルトゥナがこれまで対立概念であったことを考慮するならば、徳と対立するものだと考えざるをえないが、しかし、それをフォルトゥナと呼ぶことは、マキアヴェッリがフォルトゥナを徳の対立概念、

つまり悪徳として定義でもしない限り、困難である。

たしかに、徳という意味でのヴィルトゥは、文脈によってはフォルトゥナと対立的概念でありうる。世襲君主国のように、慣習や伝統に依拠した正当性が存在するような政治状況では、君主が有徳に振る舞うことこそが自らの統治を安定させる。すなわち、臣民の自発的服従が期待できるこうした場合には、君主の支配権維持にとって有効な振る舞いと、例えば、愛されること、慈悲深いこと、臣民との信義を守ることなど、有徳な行為であろう。そのように振る舞わなければ、君主は、臣民からの服従を調達しえず、反発を生じさせる。換言すれば、徳の意味でのヴィルトゥとは、この場合も、フォルトゥナの活性化を防止する資質に他ならず、このフォルトゥナとは、対象を制御する困難性を意味する。君主は有徳でなければならぬという伝統的な「君主の鑑」論は、この観点からすれば、現実的で有効な助言を讀者に提供していたと言えよう。⁽²⁹⁾ 通常の支配者の徳は、運という不安定要素の発生を抑え込んでいる。この意味でもヴィルトゥは、フォルトゥナとは対抗する資質である。

しかしながら、アガトクレスの残酷な行為を批判する文脈での一文、すなわち、「フォルトゥナやヴィルトゥによらずになし遂げたことをそのいづれかに帰することはできない」という先の一文では、ヴィルトゥを徳と理解する場合、フォルトゥナとの右のような関係を想定することができない。というのも、この二つの用語は、支配権の獲得の文脈で発せられているからである。すなわち、有徳な人物が支配権を獲得するという前提で言えば、この有徳な人物が同時に運によって君主となることが可能であるため、徳の意味でのヴィルトゥは、運の意味でのフォルトゥナとカテゴリカルに対立しているわけではない。フォルトゥナが運の意味でないとすれば、読者は、マキアヴェツリがそれを明確化していない以上、その正体を特定しえないだろう。あるいは、彼がその一文に限り、類型化の作業をなしていないか、支配権の維持のみを論じている、と解釈するしかない。これらのいづれの解釈を採るにせよ、そこでのマキアヴェツリの議論の進め方は、けっして明徹とは言えない。もともと、この問題は、第八章の趣旨を理解する上で重大な問題というわけではない。先の一節全体の文脈から判断すれば、最後の一文のヴィルトゥもやはり、力量や能力ではなく、有徳な資質という意味で捉えざるをえない。

このように、『君主論』が読者を混乱させている一因は、ヴィルトゥという言葉の意味転換にある。しかし、ここで重要なことは、マキアヴェツリの語意の非一貫性を指摘することそれ自体ではない。ここで確認しておくべきは、『君主論』という著作の中に、他力に対する自力という文脈でのヴィルトゥ概念とは別に、一つの作品中における語法としては奇妙にも対立的な二つのヴィルトゥ概念、すなわち、徳と悪徳の概念が提示されていることである。しかし、ヴィルトゥの意味転換は、マキアヴェツリの不注意ないし無意識的な誤りの表れというより、彼の意図的な操作によるものだと考えられる。前述のように、マキアヴェツリは『君主論』で、残酷さという政治的能力を必要とする例外状況——政治的「革新」の状況——に議論の焦点を合わせた結果、ヴィルトゥという言葉は、特殊な意味を備えることとなった。他方彼は、その言葉が伝統的に徳という意味で用いられていたことを踏まえながら、第八章の一部ではこの慣例的用法を採つたのである。では、なぜ彼は、語意の非一貫性という形式上の難点を抱え込むことを知りつつも、徳というヴィルトゥ概念を導入したのだろうか。

二 概念転換の政治的意味

マキアヴェツリが『君主論』第八章で徳というヴィルトゥ概念を導入した理由を政治的コンテクストの見地から示すならば、彼がフィレンツェ統治に関する議論をその作品に導入した点に求められる。その結果、『君主論』の議論は、ヴィルトゥ概念の転換をはじめとするいくつかの屈折を生じさせることとなったのだが、フィレンツェに関する議論は、『君主論』の執筆開始の時点では、存在しなかつた可能性がある。こうした可能性は、すでに指摘されているように、『君主論』の最後の数章にも妥当する。もともと、マキアヴェツリは最終的にはその作品を小ロレンツォに献呈しようとしていたのであれば（その際の『君主論』が現在われわれの目にする形であるとする限り）、彼が『君主論』にあからさまな矛盾や齟齬を含ませなかつたと見るべきであろう。というのも、献呈という最終段階で彼は、もし自らの議論に明らかに不適切な点があると見たならば、それを削除・修正したはずだからである。彼が時間的な制約から細部にまでは手

を加えられなかったとしても、基本的議論には整合性を持たせることができたと考えられる。

マキアヴェツリが徳の意味でヴィルトゥを使用した理由は、君主の統治術という見地から言えば、三つある。第一は、「新君主」の非道な行為に制限を課すことであつた。第八章と第九章では、「新君主(国)」という言葉は、一切用いられていないが、この二つの君主類型も、支配権を不当に獲得したという意味では「新君主」と呼びうる。君主が「新君主」だとすると、少なくとも支配権の篡奪過程とその直後では、つまり政治的「革新」の状況では、君主が残酷であることは、つねにといふわけではないにせよ、ほとんど不可避的であろう。とはいへ、マキアヴェツリは、その行為の恒常化には歯止めがかけられねばならないと考えていた。彼は第八章で、残酷な君主の多くが戦時においてはむしろ平時においてさえ支配権を維持できていないのに、なぜアガトクレスらはそれに成功したのか、という疑問が読者から提起されうることを指摘し、その問いの回答を、君主による残酷さの使用法に求めている。すなわち、マキアヴェツリによれば、残酷さが「良く使われたと呼ぶるのは——悪についても良くと呼ぶことが許されるならば——、自らの支配権を守る必要上一挙にそれを用い、その後はそれに固執せず、できるだけ臣民の利益(utility)になるよう転換された場合である」。このように、アガトクレスの支配が安泰であつた要因は、彼が支配権篡奪時ないしその直後にのみ、暴力を必要な限りで一挙に行使した点に帰されている。マキアヴェツリは、ボルジアの事例を用いながら暴力や策略の必要性を強調していたが、悪徳を戒める議論の挿入は、おそらくそうした悪徳を無際限に行使してもかまわないという誤解を読者に与えることを危惧したためであろう。右に見たように、マキアヴェツリのみならず、彼が想定している読者にとつても、暴力の継続的な行使は、支配権維持という目的にとつて非合理的な行為に他ならなかつた。第八章の議論は、残酷さの継続への警告という意味がある。

しかしながら、右の警告は、第八章全体の趣旨からすると、補足的な説明のように見える。マキアヴェツリはそもそも、悪徳の行使それ自体が望ましくないと指摘しているのではなからうか。実を言えば、アガトクレスに関する記述には、注意深くテキストを読むならば、前半と後半で若干の齟齬があると言わざるをえない。同章前半の叙述から判断すれば、アガトクレスは、残酷さを「良く」用いた人物というよりも、ほぼ本性的に極悪非道な人物である。実際、マキア

ヴェッリは第八章冒頭で、アガトクレスが「人生の各段階で、非道な生き方をつねに送った⁽²³⁾」と述べている。その直後の議論でも、アガトクレスの特徴は、先に引用したように、「無数の、非道を伴った残酷さや非人間性」にあると説明されている。このように章の前半部では、古代シラクサのこの君主は、長期にわたって悪徳を行使したと叙述されている。マキアヴェッリがアガトクレスの極悪非道な行為を具体的に説明していない点から判断すれば、同時代の教養を備えた人々には、この君主は本性的にそうした悪しき人間であつたと一般的に理解されていたように見える⁽²⁴⁾。

ところが、第八章後半部でマキアヴェッリは、アガトクレスの「無数の裏切りや残酷さ (infiniti tradimenti e crudelia)」が支配開始当初にのみ限定されていたという説明を与えている。前述のように、マキアヴェッリの結論では、そうした行為は、短期的・効率的でなければならぬ。しかし、この結論は、アガトクレスが極悪非道であつたにもかかわらず、なぜ長期的に安泰であつたのかという問題を説明するためにのみ付加された感がある。実際、第八章の大半を占める議論は、悪徳を批判する点に向けられている。例えば、「許しがたい暴力」という表現や、同胞市民の殺害・裏切りは徳とは呼びえないという主張からは、マキアヴェッリが非道な行為をそれ自体を忌避していると思われることができる。それゆえ、彼がアガトクレスの例を利用しようとした第一義的な意図は、たんに非道な行為の継続に歯止めをかけること以上のものであつたように推測される。すなわち、その意図とは、次に述べる同時代人ロドヴィコ・アラマンニの議論からも明らかのように、同胞市民への非道な行為をそれ自体を防止することにあつた。これがヴィルトウの意味転換の第二の理由である。

この意味転換の背景には、祖国フィレンツェの問題がある。マキアヴェッリは第七章までの議論では、フィレンツェの外部、すなわち、教会領の一部といった遠方の他の諸「新君主国」を念頭に置き、その状況での支配権維持に必要な助言を提供してきた。その場合の支配は、マキアヴェッリの同胞市民たちに対するものではないため、残酷な支配様式には、彼の個人的な道徳心から多大な関心が払われることはないだろう。その地方での悪徳の必要性は、支配権維持のための合理的方策という見地からも、同様に理解できる。すなわち、人々が公的利益の追求に無関心な腐敗した地域では、秩序を形成するために専制的な支配——権力の極度に集中した支配と暴力的な支配という二つの意味いずれにおい

ても——を許容した可能性は高い。⁽²⁶⁾しかし、フィレンツェ市民マキアヴェツリは、祖国における専制的な支配様式を許容したであろうか。こうした理解は、「自らの魂よりも祖国を愛する」というマキアヴェツリの有名な一節を挙げるまでもなく、無理があるように思われる（支配権を維持する上での合理的方策という観点からも同様に考えられていることは、本論第四節で指摘しよう）。彼が祖国の問題へと議論を転換したならば、支配権獲得後における同胞市民への非道な行為を回避するか、あるいは、もしそれが不可避的ならば必要以上に用いないよう、読者に強く警告するのではなからうか。

このように、非道な手段がこの部分で批判されている理由の一つは、マキアヴェツリが自らの愛すべき祖国を考察の対象とした結果、同胞市民への加害行為を読者に回避させる点にあったと考えられる。この点を確認するために、マキアヴェツリと同様にフィレンツェでの加害行為をメディアチ家に戒めているアラマンニの議論に着目しておこう。彼の『フィレンツェ統治の安定化に関する議論』（二五一六年一月二五日付け）は、マキアヴェツリの『君主論』の内容と多くの点で共通しており、『君主論』を実際に読んでいた可能性がきわめて高い。アラマンニはその著作で、すでにウルビーノ公となっていた小ロレンツォに、フィレンツェ統治を軽視しないよう力説している。すなわち、小ロレンツォはこの時点では、少なくともその二箇所の支配者と認識されているのである。アラマンニの重要な助言の一つは、「祖国〔*patria*〕フィレンツェでは「その同胞市民（*suoi cittadini*）」を殺害すべきでないというものであり、特筆すべきは、まさにアガトクレスの名前が残酷な人物たちの一例として挙げられていることである。⁽²⁷⁾彼の助言は、要約すれば、小ロレンツォが教皇という後ろ盾をなくした後も、政治生命を存続させるためにフィレンツェをその中心的基盤とすべきというものであった。仮にアラマンニが『君主論』を読んでいなかっただとしても、彼の議論は、同時代人のフィレンツェ統治に関する一般の見解の表れという点で、マキアヴェツリが同様の見解を抱いていたことの有力な根拠の一つとなる。

マキアヴェツリがヴィルトゥ概念を転換させた理由の第三は、上述の二つの理由と密接に関わっている。徳という意味でのヴィルトゥは、たんに残酷な行為そのもの、あるいはその継続を戒めるために提示されたわけではない。この意味でのヴィルトゥを彼が強調したのは、栄光や名譽といった積極的な評価を獲得することが読者に要請されている理由

と一致する。すなわち、徳に関する議論には、メデイチ家が祖国の公的利益を追求しなければならぬということを訴える意図があった。もちろん、彼の考えでは、こうした行為によってこそ、メデイチ家支配の安定という意味での私的利益をも確保しうる。同家が祖国の公的利益を追求し、栄光や名誉を獲得せよという要請は、次節以降で検討するように、第八章の君主類型が第六章と君主類型と対比されている点からも確認できる。

逆に、例えば第七章で考察されているような教皇領の「新君主」が、少なくとも即座にそれらの獲得を目指すことは、マキアヴェツリ⁽²⁷⁾の考えでは、原則的には不適切である。というのも、そうした評価の獲得に心を奪われることは、支配権喪失に直結しかねないからである。この類型の「新君主」は、支配権の維持策をボルジアの実例から学ぶことが先決であり、支配権の維持と称賛の獲得が両立可能と見込まれる場合に限り、後者を追求すべきであった。実際、『君主論』⁽²⁸⁾第一章で強調されているように、君主は汚名を受けることを気にすべきではない。たしかにボルジアは、ローマニヤ地方で、あるいは、イタリアの君主などから「評判 (reputazione)」を獲得していたことが読み取れる。評判が良いものであれば、その延長線上には栄光や名誉があろう。とはいえ、マキアヴェツリの用法では、評判そのものは、栄光や名誉とは異なるニュアンスを有し、さほど肯定的な意味ではない。彼は、ボルジアがその地方で栄光や名誉を獲得したか否かを明確にしていない。もちろん「新君主」は、世襲君主と同様に栄光や名誉を獲得する余地が将来的にはないわけではない。しかし「新君主」の実例から学ぶべきは、何よりもまず自己の軍隊で武装することであり、暴力や策略の使用を躊躇しないことである。

三 君主類型の比較——非道なアガトクレスと「武装せる」立法者たち

マキアヴェツリは『君主論』第六章以降で、四つの君主類型を並列的に提示し、それらの間で対立的な助言すら提示しているため、彼の議論内容に混乱があるかのように見えるが、しかしながら、前節で検討したように、同時代人には説明不要であった複数の政治的コンテキスト（教皇領の諸都市や祖国フィレンツェ）を把握するならば、その議論内容

には重大な難点はないと言える。彼は『君主論』の第三章以降でいくつかの「新君主国」を提示しているが、その作品を手にしたメディチ家は、今後新たに獲得される都市を別とすれば、それら類型に一致する実際のいくつかの統治対象を比較的容易に想起しえたであろう。それゆえ、マキアヴェツリには、あえてそれら対象を明示する必要はなかったし、それらに応じた統治様式を使い分けるべきだということを改めて述べる必要もなかったと考えられる。

とはいえ、仮にマキアヴェツリが第八章と第九章の二つの君主類型を数年後に追加したとしても、それらを従前の二つの章と完全に無関係に羅列したわけではない。すでに引用したように、彼は極悪非道な君主アガトクレスを例示した第八章で、「ヴィルトウ」を有する人々の類型にこのシラクサの君主を帰属させることは許しがたいという見解を表明していた。この場合の「ヴィルトウ」を有する人々とは、明らかに第六章の君主たちであり、具体的にはモーゼやロムルスなどの立法者たちである。だとすれば、第六章の立法者たちは、徳の意味でのヴィルトウを備えていたことになる。また、彼らが称賛に値する君主だという認識も、同じ引用から見取れる。実際、『君主論』最終章では、彼ら立法者たちが栄光や名譽を獲得したと論じられている。

だが、マキアヴェツリによるこうした関連づけからは、一つのテクスト内在的な問題が生じる。第六章の「武装せる」立法者たちもまた、殺害や暴力行為に関与しているがゆえに、残酷さという悪徳を行使した君主たちであった。だとすれば、第六章の立法者たちはアガトクレスと同様に、栄光を獲得することができないのではなからうか。なぜマキアヴェツリは、『君主論』第六章の立法者たちに高い評価を与え、アガトクレスに逆の評価を下したのであるか。その問題に対する一つの説明方法は、マキアヴェツリが単純な矛盾を犯していることであろう。しかし、結論から言えば、必ずしもそうではない。

マキアヴェツリのこうした評価の相違を整合的に理解するには、次の二つの説明が可能である。その一つは、誰が君主に名譽や栄光といった称賛を与えるかという観点による、という説明である。君主たちが残酷非道でありつつ、称賛を獲得しうる場合とは、加害行為が他の民族に向けられる場合であると仮定しうる。マキアヴェツリの叙述に従うならば、『君主論』第六章の立法者たち（モーゼ、キュロス、テセウス）は、自らの民族が他者から抑圧されているような状

況で行動している。例えば、イスラエルの民は、エジプト人に抑圧されており、ペルシア人は、メディア人の支配に不満を抱いており、アテナイ人は、分散された状況にあった。⁽³⁰⁾立法者たちにとつてのこうした「機会」は、『君主論』最終章で再述されている（ただし、ロムルスの例は、いずれの箇所からも除外されている）。それゆえ、彼ら「新君主」たちの残酷な行為は、他民族に向けられた可能性がある。だとすれば、旧来の君主やその支持者・臣民に対する暴力行為があったとしても、その行為は、少なくとも抑圧されている民族の側から見る限り、称賛に値するであろう。『君主論』第七章までの具体的事例の大半が、他国の征服の事例であることは留意しておくべきである。

しかし、マキアヴェッリの評価基準は、たんにこのことのみではない。『君主論』第八章の議論に従うならば、アガトクレスの残酷な行為は、同郷の市民に向けられている。すなわち、マキアヴェッリは、国内の一人から君主となった人物としてアガトクレスを例示し、その上で君主による栄光の追求をあたかも自明のこととして読者に要請しているのである。さらに、『リウィウス論』の事例を考慮してよければ、すでに指摘したように、モーゼがイスラエルの民を大量に殺害したという『聖書』の内容をマキアヴェッリは読者に想起させている。したがって、加害行為が他の民族や国家に向けられているという説明は、問題を完全には解消していない。とすれば、国内ではそもそも旧来の支配権を武力で篡奪すべきではないか、あるいは、もし篡奪した場合、その過程や直後に非道な行為を示したとしても、栄光や名譽を獲得することができる、と解釈せざるをえない。

実を言えば、マキアヴェッリが第六章の立法者たちの非道な行為を容認し、彼らの行為に高い評価を与えた理由とは、彼らの行為の前提条件・動機・結果に関わっている。以後で具体的に検討するように、マキアヴェッリの考えでは、基本的には篡奪は望ましくないが、にもかかわらず、その行為が許容される場合がないわけではない。その場合とは、例えば、国家が無秩序に陥っているような場合であろう。また、篡奪時の非道な行為がそれ自体は、たとえ立法者たちの行為であれ、やはり栄光や名譽に値しない。悪徳の発揮は、栄光や名譽といった称賛の獲得と、同一時期・同一地点では両立しないだろう。だが、『君主論』第六章によれば、モーゼ、キュロス、テセウス、ロムルスは、困難を「克服し、彼らに嫉妬心を抱く者たちを滅ぼしてしまふと、尊敬を受けるようになり、権力と安定と名譽と繁栄を維持した。」⁽³¹⁾この一

節からは、支配権篡奪と名誉獲得との時間差があるように思われる。実のところ、彼ら立法者たちが有徳であったという議論をマキアヴェツリが展開するのは、彼らの統治の結果と、それをもたらそうとする動機との双方が優れていたという彼の理解に基づいている（ただし、マキアヴェツリは、支配権篡奪後の良き行為や偉業という結果から、その善良な動機を適及的に読み込んでいと言えなくもない）。

第六章と第八章の二つの君主類型に関するマキアヴェツリの見解をこの観点から具体的に検証しておこう。まず、支配権を篡奪する「必要性」があつたことが、彼が篡奪者の非道な行為を許容する理由の一つである。マキアヴェツリの叙述によれば、先に示したように、『君主論』第六章の立法者たちは、それぞれの民が悲惨な状態にあり、それゆえ、まずはそこに自立的な秩序を打ち立てる必要があつた。その「機会」は、称賛に値する行為をなすための前提条件である。マキアヴェツリの解釈では、立法者たちは、その民の悲惨な状態を克服するためにこそ、武力を行使し、残酷でなければならなかつた。他方、アガトクレス登場時のシラクサがどのような状態であつたかについては、第八章の議論からは十分に明らかというわけではないが、それは少なくとも、先の立法者たちが直面したような悲惨な状態とは描写されていない。別の非道な人物例フェルモのオリヴェロットについても、同様のことが言える。

非道な行為の必要性は、君主の動機と密接に関連している。第六章の立法者たちは、支配権の篡奪者であつたがゆえに悪徳の行使を不可欠としたが、その際の彼らの動機は、単純な私的利益のみに基づいていたわけではない。彼らの行為に高尚な動機が伴っていたというマキアヴェツリの理解は、特に『リウイス論』第一巻第九章の事例から明白である。例えば、その文脈では、ロムルスは、支配権の獲得において非道な手段を用いたけれども、その行為は公的利益のために必要不可欠であつたとされている。

このような精神を持ち、自分自身よりも公的な利益 (*bene commune*) に、また、自らの子孫よりも祖国 (*patria*) に役に立とうとする、共和国の思慮深い立法者こそが、独裁的な支配権 (*autorità solo*) を獲得しなければならない。賢明な人物は、王国を確立し、共和国を樹立するために用いられる非常手段を非難すべきではない。その行為が非難される場合でも、結果によって許されるべきである。ロムル

スの事例のように、結果が良い場合には、その行為はつねに許される。立て直すためではなく、破壊するために暴力を用いる人物こそ、非難されるべきである。⁽³²⁾

この一節は、次のような主張に反論する文脈で登場している。すなわち、もしロムルスのような殺害が許されるならば、権力を有する野心的な市民たちは、自分たちに敵対する人々に危害を加えてもよいということになるのではないか、という主張である。マキアヴェッリによれば、こうした主張が不当であるのは、「彼（ロムルス）が殺害を行わざるをえなかつた目的を考慮していない」ためである。ロムルスは「弟や同僚の死について許されるに値し、彼の行為は、自らの野心のためにではなく、公的な利益の向けられたのであつた」⁽³⁴⁾。同様の観点からカエサルは、ロムルスとは対照的に位置づけられている。すなわち、マキアヴェッリは『リウィウス論』第一卷第一〇章で、「君主は、世界の栄光を求めようとするならば、腐敗した都市を獲得することを望み、カエサルのようにそれを崩壊させるためではなく、ロムルスのようにそれを立て直すためでなければならぬ」⁽³⁵⁾と述べている。同章でモーゼ、リユクルゴス、ソロンといった立法者たちが、公的利益のためにこそ支配権を獲得した人物として例示されていることも見逃すべきではない。第六章の君主たちが善良な目的や動機を抱いていたことを徳と呼ぶならば、彼らは徳という意味でのヴィルトゥをも備えていたことになろう。

他方、アガトクレスは、『君主論』第八章の叙述からは、公的利益の追求という動機に基づいて支配権を獲得したようには見受けられない。むしろ彼は、カルタゴと内通していたという事実の提示から看取されるように、たんに自分の「野心」を満たすためにこそ行動を起こしたと言いうる。もう一人の例たるオリヴェロットは、第八章の記述によれば、むしろ祖国の不利益となることをはつきりと認識していた。このように、第八章で例示されている君主はいずれも、公的利益追求という高尚な理念を抱いていた人物としては描かれていない。実のところ、その結果も、アガトクレスが支配権を維持しえたこと以外、『君主論』で具体的に示されているわけではない。オリヴェロットは、統治の具体的な結果を残す前にボルジアの策略で殺害された。彼らが先の立法者たちと異なる点は、こうした前提条件・動機・結果にある。

このことを踏まえるならば、マキアヴェツリの議論にはこの二つの類型の関連という点でも重大な齟齬はないと言える。たしかに彼は、実際には暴力行使について右のような観点から自らの評価基準を讀者に明示しているわけではない。しかし、彼がそれを明示していないのは、第六章の君主たちに対する評価が、少なくとも統治の結果という点で、同時代人に共有されていたからではなからうか。例えば、モーゼの行為は、神の命令に沿った称賛すべきものであったと考えられていたことは言うまでもない。また、ロムルスは、偉大なローマの礎を築いた立法者である。マキアヴェツリによれば、「キュロスやその他の人物が王国を獲得ないし設立したことを考えるならば、彼らすべてが称賛に値するところがわかるだろう。」⁽³⁶⁾このようにマキアヴェツリの理解では、第六章の君主たちが称賛すべき偉業をなしていることは、読者にとつてもすでに理解されていた（あるいは容易に理解される）事実であった。

さらに言えば、支配権の維持が可能である限り、君主は他者からの高い評価を受けることが望ましいということ、そのためには公的利益の追求や実現が最も効果的だということ、君主は他者からの高い評価を受けることが望ましいということ、その程度で同様の見解を共有していると彼が見ていたと推測される。実際、そのような内容は、伝統的に「君主の鑑」論⁽³⁷⁾その他で主張されてきたことであつたし、アラマンニが小ロレンツォに当然のように要請したことでもあつた。マキアヴェツリは『君主論』第五章以降で、自らの議論が従来の議論よりも現実主義の点で卓越しているということを讀者に誇示しつつ、あえて従来の議論とは正反対の命題、例えば、君主は慈悲深いよりも残酷であるべきだという命題を前面に押し出した。その結果、マキアヴェツリの統治論は、後世に実際に誤解されたように、讀者に専制支配を勧めているかのような印象を与えている。しかし、『君主論』の第八章は、フィレンツェ市民に一般的に共有されている理念をメデイチ家に訴える部分であつたと考えられる。

なお、もしマキアヴェツリの議論の整合性をテキスト内在的に理解しようとすれば、当然、第七章の君主（ボルジア）は第八章の君主（アガトクレス）と徳の点でどのように異なるのだろうか、という疑問が生じるだろう。『君主論』第七章や第一七章の議論から言えば、ボルジアはアガトクレスと同様に暴力や策略を行使していることが明らかである。そのため、もしアガトクレスが非難されるべき君主であるならば、ボルジアも同様ではなからうか。実際、マキアヴェツ

リの議論からは、必要性や動機の点でボルジアとアガトクレスの相違は見当たらない。このように、『君主論』というテクストをコンテクストから引き離して抽象的に扱ふ限りでは、両者を峻別するには無理が生じる。ただし、十分留意すべきことは、第八章の君主が第七章の君主とどのような関係にあるのかについてマキアヴェツリがまったく言及していないことである。そのため、本節で検討してきたようなテクスト上の問題は、右の両者については生じない。このことは、逆に言えば、マキアヴェツリがそれらの章でいかにそれぞれの政治的コンテクストを自明視しているかを示している。

四 「市民的君主」の統治

フィレンツェの支配者は、どのような形で栄光や名譽といった価値を手にすることができるのであろうか。換言すれば、祖国をどのように統治するのが最もその公的利益を実現できるのであろうか。本節では、この点に関するマキアヴェツリの具体的見解を明らかにする。実を言えば、彼の考えでは、フィレンツェの公的利益に最も貢献する営為とは、それを「真の共和国」へと改革することであり、そうした優れた共和国のモデルとは、『リウイウス論』で描写されている古代ローマであった。彼の考えでは、メデイチ家によるこうした立法者の行為は、『君主論』第六章で例示された立法者たち、すなわち、栄光に輝く君主たちの先例を模範とすべきであった。

まず確認しておくべきは、フィレンツェ共和国に復帰したメデイチ家の立場が、『君主論』第九章の君主類型「市民的君主」と符合するということである。マキアヴェツリは、力量と幸運のいづれにも「全面的には」依拠していない君主類型を第八章と第九章で扱っており、この基準は、十全な程度での力量の有無という基準よりも、フィレンツェにおけるメデイチ家の実際の立場をはるかに明晰に認識させる。さらに、メデイチ家は、第八章の君主とは異なり、祖国での支配権を暴力で獲得したわけではない。むしろ同家は一五二二年、第九章の君主類型のように、他の市民の好意に依存する形でその支配権を獲得していた。このように、第八章から第九章への議論展開は、『君主論』の最初で「新君主国」

へ議論の対象を絞り込んだのと同様に、フィレンツェという特定の政治状況に的を絞り込んでいると言える。さらに、貴族（有力市民）と民衆のいずれを支持基盤とすべきかという第九章の議論は、共和国内部から君主権を獲得する手段に関する伝統的な分析方法に沿っていることも見逃せない。

もし公的利益を追求せよとマキアヴェッリが考えていたのであれば、彼はけつしてフィレンツェにおける専制支配を想定していないということが明らかであろう。佐々木毅『マキアヴェッリの政治思想』によれば、マキアヴェッリは、公的利益という理念をトータルに喪失しており、もっぱら自己利益を追求する専制支配（実力支配）のみが「秩序らしさ」を形成する唯一の手段だと考えていたという⁽³⁸⁾。しかし、この解釈は、『リウィウス論』の共和国論のみならず、『君主論』の多くの議論をも説明できない。このことは、例えば、すでに指摘した第八章の議論、すなわち、徳や栄光に関するマキアヴェッリの見解からも明らかである。

マキアヴェッリは第九章の最後に、フィレンツェ統治の長期的な方策について「これら君主国が市民的な体制から絶対的な体制へ（*da lo ordine civile allo assoluto*）と向かう時に危機に陥る」と主張している⁽³⁹⁾。ここから明らかのように、「市民的」という用語に込められている意味合いの一つは、それが「絶対的」と対立するということである。彼にとつて「絶対的」権力と「専制（*tirannide*）」は、原則的に同義語である⁽⁴⁰⁾。そのため、右の主張は、メデイチ家が専制君主への道を進むことを戒めているものと言えよう。このように「市民的君主」は、支配権獲得において他の市民の支持に依拠した君主であるが、支配権維持においても「市民的な体制」の路線を採る必要がある。すなわち、小ロレンツォは、フィレンツェ統治をこの路線で制度化しなければならぬ、というのがマキアヴェッリの具体的な考えであった。その制度とは、たとえ端的な共和制ではないにせよ、公的利益の追求される統治様式である。すでに触れたように、『リウィウス論』第一卷第九章と第一〇章によれば、マキアヴェッリが称賛するロムルスは、「ヴィーヴェレ・チヴィーレ（*Vivere civile*）」の創始者であり、これと対照的な君主とは、専制君主カエサルに他ならなかった。

では、公的利益が追求される統治形態とは、君主制と共和制のいずれであろうか。マキアヴェッリの考えでは、共和制の方が君主制よりも一般的には公的利益の追求に適している⁽⁴¹⁾。このことは、フィレンツェという具体的国家でも共和

制が望ましいと考えられていたことを十分に推測させる。しかし、『君主論』の議論内容には、この推測を阻む要素があるように見えるかもしれない。例えば、彼はすでに『君主論』第一章冒頭で、すべての国家が君主国と共和国に分類されることを示し、その上で自らの議論の対象を君主国に限定していた。このことから言えば、彼は『君主論』でフィレンツェを「君主国」として扱っていることになる。さらに第九章の議論によれば、貴族と民衆が抱く「二つの異なる欲求の相違から、都市に君主国、自由、放縦のいずれか (o principato o libertà o licenza) が一つ生じる。」⁽⁴³⁾この三者のうち「放縦」は、無秩序と換言することができよう。秩序が存在する前二者のうち、「自由」は、共和国と換言できる。その上でマキアヴェッリは「プリンチパート」を考察しているのであるから、メデイチ家の率いるフィレンツェの現状を、共和国の対立概念としての君主国の類型に帰属させていると言える。これらのことは、マキアヴェッリがフィレンツェに君主国を創設しようと考えていた、という誤解が後世の人々に生ずることとなった要因である。

しかし、フィレンツェの現状を「君主国」と表現することは、君主制という安定的制度をそこに構築しようとしていたことを必ずしも意味するわけではない。まず十分に留意しておくべきは、統治形態のこの分類が分析者の定義に強く依存している点である。彼は、両者の区別を具体的に捉えていない(もちろんマキアヴェッリの「君主(国)」とは、皇帝や教皇から授与される称号を指示してはいない)。メデイチ家に宛てた晩年の著作の中で彼は、「真の君主国」と「真の共和国」のいずれかが望ましい統治であり、その中間の状態には欠点があると主張した上で、フィレンツェを「真の共和国」として安定化させることが不可欠だと訴えている。⁽⁴⁴⁾マキアヴェッリの提唱するこの共和国は、多数者に政治参加を容認し、メデイチ家の世襲を排する国家である。その際に彼は、軍事指揮権がメデイチ家にあるという点でその「真の共和国」に「君主国」の名称を与えてもかまわないという見解を示している。⁽⁴⁵⁾すなわち、彼にとつて重要なことは、名称よりもその内実であり、ここでの「君主国」は、「真の共和国」と呼んでも差し支えないものであった。

「市民的君主(国)」という概念も、こうした両義性を持っている。まず、「プリンチペ」という言葉を取り上げるならば、それはもちろん、共和国と対比される君主国の支配者(単一の支配者)という意味で使用されうる。だが、「プリンチペ」は、『リウウィウス論』や『フィレンツェ史』での用法、ならびに同時代の一般的用法から明らかかなように、共和国

を支配している「市民」(複数形の場合なら「市民たち」)を指す場合にも使用されており、このことは、古代の用法が継承されていることを示している。他方、「プリンチペ」を形容している「チヴィーレ」には、どのような意味が伴うのであろうか。その名詞形の一つ「チッタ(citta)」は、ラテン語「キウィタス」の派生語ないし訳語であり、さらに「キウィタス」は当時、ギリシア語の「ポリス」のラテン語訳である。アリストテレスの『政治学』が翻訳された後に、イタリヤの都市国家の文脈では、キウィタスは、つねにはないにせよ、きわめて頻繁に同時代あるいは古代の共和国を指示してきた(Politicus系統の言葉はむしろ、使用されることが稀であった⁽⁴⁶⁾)。例えば、フィレンツェの書記官レオナルド・ブルーニは、われわれはギリシア人が「ポリス(polis)」と呼んでいるものを「キウィタス(civitates)」と呼んでいる、と述べている⁽⁴⁷⁾。また、修道士ジロラモ・サヴォナローラは、民衆的な共和制(民主制)を指示する場合に、「チヴィーレ」という言葉を用いていた⁽⁴⁸⁾。彼はそれを定義せず⁽⁴⁹⁾に用いており、そうした用法は当時一般的なものであったことがうかがえる。マキアヴェッリ自身も『リウィウス論』の中で、「市民的で自由な生活(uno vivere civile e libero)」という用語を提示している⁽⁴⁹⁾。このように「チヴィーレ」の統治様式は、「自由な生活」と近い意味を持っており、フィレンツェでは「自由な生活」とは、しばしば共和制と同一視される。

このように「チヴィーレ」は、「プリンチパート」とは場合によつては両立しない言葉である。そのため、マキアヴェッリの「市民的君主国」は、「君主国」といえども、当時の読者には「共和制」をも容易に想起させる用語であったと見てよいだろう。フィレンツェ復帰後のメディチ家は、「君主」と呼びうる権力を持っていたが、祖国への復帰は、他の有力市民の支持によって実現されたことも見逃すべきではない。追放以前のメディチ家は、そうした支持によってこそ、その支配を維持してきた⁽⁵⁰⁾。しかも、メディチ家の老コジモや大ロレンツォは、自らが君主的だという印象を他の市民に与えないように「市民性(civilita)」の維持に十分に配慮していた⁽⁵¹⁾。この「チヴィリタ」の用法は、「チヴィーレ」という形容詞が共和制の枠組みをも意味しうるものであったことを示している。マキアヴェッリが祖国を「市民的君主国」と表現したのは、メディチ家の立たされている政治的状况を端的に言い表すものだったからだと考えられる。同家の政治的地位は、より正確には「市民の中の第一人者」と言うべきであろう。(なお、マキアヴェッリは『君主論』第二章で、

自らの議論を君主国に限定すると論じていた。同著第九章が例えば数年後に付加されたとすれば、最初で示した議論前提に適合させるよう、フィレンツェの部分をも君主国という類型に帰属させたという可能性は、排除できない。

市民的な体制に向かうべきという第九章の訴えは、共和制という統治形態を構築することが望ましいという指示ではなからうか。J・G・A・ポーコックは、フィレンツェの「新君主」による政治的「革新」とは、共和制に慣れた人間本性を変更する作業だと解釈している。⁽⁵²⁾だが、彼が同時に指摘しているのは、マキアヴェッリがその不可能性を認識していたことである。だとすれば、マキアヴェッリは最初から不可能と認識していたことをメデイチ家に試みさせようとしたことになってしまふ。ポーコックが言うように、仮に『君主論』が純理論的な抽象的作品であつたとしても、右のような意味での「革新」を同家に伝えることにどのような意味があつたのだろうか。むしろ、マキアヴェッリは共和国を君主国に転換するという作業を想定していなかつたと見るべきであらう。M・ヴィローリは、「ポリテイク(politico)」という言葉(古代ポリスを想起させる言葉)が『君主論』で用いられていないというJ・H・ウィットフィールドの指摘を踏まえながら、『君主論』は、都市共和国(City)に関する言語ではない」と推論している(ただし彼は、そうした「言語」の具体的内実については説明していない)。だが、同著に都市共和国に関する「市民的君主国」という章が充てられている事実からは、この作品が都市共和国とは関係していないとまでは言えないのではなからうか。

実を言えば、マキアヴェッリの実践的意図は、フィレンツェが共和制を採用ないし維持する点にあつた。彼は『君主論』第二章の冒頭では、「共和国についてはすでに別のところで広範に論じた」と示し、読者に「共和国論」があることを指摘している。これが『リウイウス論』だということには、大半の研究者の同意がある。さらに、マキアヴェッリは『君主論』第八章で、第八章と第九章の二つの君主類型に触れた際に、二つのうちの一つの君主類型については、「共和国を扱うところで広範に論じる」と述べている。⁽⁵⁵⁾第八章は、非道な手段を用いた君主を考察対象としているため、もう一つの君主とは「市民的君主」であること、また、「共和国を扱うところ」とは『リウイウス論』であることは、容易に想像されよう。とすれば、マキアヴェッリの右のような二つの指示から読者メデイチ家は、当然『リウイウス論』の議論へと導かれることになると言える。

マキアヴェツリは『リウイウス論』で、共和制時代の古代ローマを望ましい統治のあり方として描き出し、それを模倣せよと著作の様々な箇所で見解を力説している。だとすれば、メデイチ家が今後構築すべきフィレンツェの国制は、そうした古代の共和制をモデルとするものだったと言つてよい。このような立法者の行為は、実際に後年の著作でメデイチ家に推奨されるのだが、その著作の中でさらに、そうした行為こそ同家に栄光や名誉を与えると力説されていることにも着目すべきであろう。⁽⁵⁶⁾このように『君主論』の主題は、腐敗した国家に自由を回復させるために単独の立法者を新たに導入する、という見地から展開された議論ではなかった。その作品の第九章でマキアヴェツリは、今や強力な支配権を有する「一市民」、つまりメデイチ家を一種の「君主」(第一人者)とみなし、その暫定的な「君主」が彼の描写する理想的な共和国をもたらしべきだと考えていた。

第六章の立法者たち、すなわち、名誉ある君主たちがフィレンツェ論に関連づけられていることの意味は、今や明らかであろう。マキアヴェツリの考えでは、教皇領の「新君主」は、支配の正当性が欠如しているがゆえに、栄光や名誉の獲得を優先課題とすべきではなかった。しかし、フィレンツェのメデイチ家は、いったんは都市から追放されたとはいえ、そこでの長年の統治があるゆえに、比較的安定的な統治が可能だと言える。他の市民からの称賛は、まず祖国フィレンツェを見事に統治することで獲得されるだろう。第九章の「市民的君主」は、その支配権の獲得が暴力ではなく、市民の支持に依拠していた人物である。とすれば、支配権の獲得当初ですら暴力行使は絶対には避けられずとは言えない。もちろん、アラマンニの議論からも明らかなのは、都市に復帰したメデイチ家がそこで暴力行使する可能性があったことである。また、同家は立法行為の際に、敵対者に暴力を行使する必要もありえようし、また、たとえ統治対象がフィレンツェであったとしても、支配者は「武装せざる預言者」であつてはならないだろう。しかし、マキアヴェツリの考えでは、すでに指摘したように、そこでの統治の原則は、悪徳の行使というよりも、同胞市民との友好関係の構築であつた。『君主論』の立法者に関する考察からうかがうことができるのは、マキアヴェツリがメデイチ家の立法者の行為に期待を寄せていること、さらには、同家がたとえ敵対者に暴力を用いざるをえないにせよ、その非道な行使は、祖国の利益追求という良き目的に基づいたものあり、かつ最小限度ではなければならぬという教訓が込められている

ことである。

おわりに

『君主論』の議論の多くは、教会領で新たに獲得されるいくつかの「新君主国」を念頭に置いて展開されている。マキアヴェッリは、それらが基本的に無秩序な地域であることを考慮し、しかも、メデイチ家の若き君主がここでは支配の正当性を持たないことを前提としながら具体的な助言を提供した。しかし、その作品の議論は、少なくとも獻呈時には、この地域のみ限定されていたわけではない。彼は、祖国フィレンツェの統治に関する議論をその作品（第八章と第九章）に組み込み、この都市共和国の統治に適切な実践的処方箋をメデイチ家に提示している。そこで君主が備えるべき資質とは、マキアヴェッリの考えでは、教会領での「新君主国」とは明らかに異なり、有徳な資質であった。また、同家がかつての優れた立法者と同様に、栄光や名誉という価値を獲得すべきであり、この観点からも祖国を「真の共和国」へ改革することが期待されていたのである。

メデイチ家がより大きな栄光や名誉を獲得する機会は、フィレンツェ以上にイタリア政治において見出されよう。実を言えば、チェーザレ・ボルジアの栄光や名誉に関する判断も、イタリア規模での政策との関連からのみ提示されている。『君主論』最終章によれば、現在のイタリアには、第六章の立法者たちが直面していたのと同様の惨状があり、ボルジアはそれを克服し、名誉を獲得しつつあった。とはいえ、結果的に彼は失脚し、それゆえに栄光や名誉を獲得することはなかった。「残念ながら、この人物（『ボルジア』）は、活動の絶頂期に運命の手によって見捨てられてしまった」⁽⁵⁾。ボルジアに「野心」が存在せず、もっぱらイタリアの公的利益のために活動していたとマキアヴェッリが考えていたと解釈することには、明らかに無理がある。とはいえ、その場合、ボルジアによる私的利益追求は、イタリアでの公的利益追求と両立可能である。また、同章の文脈からは、彼が実際にそこに利益をもたらそうとしていたという印象が読者に与えられる。アルプス以北の列強に対抗するというイタリア的観点からすれば、ボルジアとマキアヴェッリは、共通の

目的を抱いている。こうした両者の共通性ゆえに、フィレンツェ市民マキアヴェツリは、ボルジアに関する栄光や名譽に関する考察を示しえたと見てよいだろう。

注目すべきことに、マキアヴェツリは『君主論』で、祖国フィレンツェと教会領の「新君主国」とは別に、第一章で「教会君主国」をも論じている。このことは、北中部イタリアで当時メディチ家の支配下にあった三つの拠点（教会領の「新君主国」、祖国フィレンツェ共和国、教会国家）が、マキアヴェツリによってその作品で網羅されていることを示している。最終章で同家全体に向けて発せられる「イタリアの解放」は、こうした政治的コンテクストから理解する必要がある。『君主論』最終章の実践的意図は、北中部イタリアにおける右の三者がそれぞれ別個に統治を行いつつ、戦線において提携政策を採ることでイタリア外部の列強に対抗することであった。このように『君主論』の諸議論は、メディチ家の置かれた様々な諸状況に配慮し、その上でそれらすべてを視野に入れた政策をも構想しているがゆえに、きわめて複雑な様相を呈しているが、彼は、前述の点からすれば、入念ないし巧妙にその構成を組み立てていると言える。

マキアヴェツリは、国民国家イタリアの形成を目指したわけではないし、実現可能性を踏まえたレベルでは、一つのイタリア国家を創出しようとするしていない。この時期にはアルプス以北の列強諸国でさえも、その内部の各地での自治やそれらの間での軍事的連携が常態であった。ヨーロッパの列強諸国は、イタリアよりも統一であったにせよ、一八世紀以降のような政治的統一性を果たしていない。このことは、そうした統一性の基盤となる軍事的・財政的な制度がこの時代にはまだ見られない点から裏書きされよう。彼のイタリア論がその内部の各都市の個別的統治を前提として構想されていたとすれば、フィレンツェが共和国としての自治を存続させることは、「イタリアの解放」の訴えと完全に両立する（それはむしろ、この共和国に利益をもたらすであろう）。そうした訴えは、教皇レオ一〇世に提言されていると見てよい。とはいえ、フィレンツェやその他諸都市の支配者小ロレンツォも、メディチ家の一員としてイタリア政治に関与することで栄光や名譽を獲得しようであろう。マキアヴェツリのこうしたイタリア戦略については、稿を改めて論じたい。

注

(1) 本稿で用いたマキアヴェッリの著作は、次のものによる。Niccolò Machiavelli, *Il Principe*, a cura di Giorgio Inglese (Torino: Giulio Einaudi editore, 1995). *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, introduzione di Gemaro Sasso, premessa al testo e note di Giorgio Inglese (Milano: Rizzoli Editore, 1984). *Discorsi Fiorentinam Remm Post Mortem Iunioris Laurentii Medici*, In *Opere di Niccolò Machiavelli* (Torino: UTET, 1971), Vol. II, pp. 205-222. 引用の邦訳は、原則的に拙訳によるが、頁数は、すべて『マキアヴェッリ全集』(筑摩書房、一九九一年・二〇〇二年)のものである(池田廉訳『君主論』、永井三明訳『ディスクール』、石黒盛久訳『小ロレンツォ公没後のフイレンツェ統治論』は、それぞれこの全集の第一・二・六巻に収められている)。なお、引用中の傍点は、すべて筆者によるものである。

(2) Vittorio Alfieri, *Della tirannide. Del principe e delle lettere*, a cura di Alessandro Donati (Bari: Laterza, 1927), II, ch. 9. Carlo Curcio, 'Machiavelli nel Risorgimento', in *Rivista Internazionale di Filosofia del Diritto*, 14 (1934), estratto ed., pp. 1-39. Giuseppe Prezzolini, *Machiavelli*, tr. by Gioconda Savini (New York: Farrar, Straus and Groux, 1967), pp. 306-320. Francesco De Sanctis, *Storia della letteratura* (Milano: Bietti, 1963), p. 500. 池田廉・米山喜晟訳『イタリア文学史(ルネサンス篇)』(現代思潮社、一九七三年) 三〇八頁。

(3) Roslyn Pesman Cooper, 'Machiavelli, Pier Soderini and *Il Principe*', in *Pier Soderini and the Ruling Class in Renaissance Florence* (Goldbach: Keip, 2002), pp. 115-140. Quentin Skinner, *Machiavelli: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press, 1981), pp. 26-28. 塚田富治訳『マキアヴェッリ——自由の哲学者』(未來社、一九九一年) J. H. Stephens, 'Machiavelli's Prince and the Florentine Revolution of 1512', in *Italian Studies*, 41 (1986), pp. 45-61. Maurizio Viroli, *From Politics to Reason of State: The Acquisition and Transformation of the Language of Politics, 1250-1600* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), p. 135. 厚見恵一郎『マキアヴェッリの拡大的共和国——近代の必然性と「歴史解釈の政治学」』(木鐸社、二〇〇七年) 三七五頁。もっとも、ここでは紙面の制約上、列挙することができないが、マキアヴェッリがフイレンツェ共和国を絶対君主国へと転換しようと構想していたという伝統的な多くの解釈がある。

(4) Skinner, op. cit., pp. 23-28. 邦訳、四四—五〇頁。Id., 'Introduction', in *Machiavelli, The Prince* (Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. vii-viii. 厚見、前掲書、三七五頁。 Cf. Viroli, op. cit., p. 135.

(5) 鹿生子浩輝『マキアヴェッリにおける実践的意図とその「一貫性」』『政治思想研究』第五号(二〇〇五年) 一〇三—一二二頁、特に

- 一〇九―一一一頁を参照。マキアヴェッリは『君主論』の第五章で、征服した共和国を支配する方法を論じており、このことからすると、マキアヴェッリが『君主論』第七章までの範囲(具体的に第五章)で念頭に置いていた都市の中に、トスカナ地方におけるどこかの都市共和国が含まれていた可能性は、排除できない。ただし、同章でフィレンツェが念頭に置かれていた可能性はないと言えよう。というのも、その議論は、征服した領土を(本土に併合する形で)統治する場合を対象としており、また、「新君主」にとつての最善の策は、その都市を消滅させることだと主張されているからである。
- (9) C. H. Clough, *Niccolò Machiavelli's Political Assumptions and Objectives* (Manchester: The John Rylands Library, 1970).
- (7) 鹿千生、前掲、一一一―一二三頁参照。
- (8) Giorgio Inglese, *Per Machiavelli: L'arte dello stato. La cognizione delle storie* (Roma: Carocci editore, 2006), pp. 65-69. J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton University Press, 1975), p. 160. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェッリ・ブーン・ローメン』(名古屋大学出版会、二〇〇八年)の一四五頁。Niccolai Rubinstein, 'Italian Political Thought, 1450-1530', in *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, ed. by J. H. Burns (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp. 30-66, at pp. 45-46. 石黒盛久『Z・マキアヴェッリ』『マキアヴェッリ』をめぐって―一五二二年の政変と『君主論』第九章』『日伊文化研究』第四二号(二〇〇四年)・四八―五八頁。
- (9) 『君主論』第九章を詳細に分析しているのは、次の研究である。Gennaro Sasso, 'Principato Civile e Tirannide', in *Machiavelli e gli antichi e altri saggi* (Milano: R. Ricciardi, 1987), vol. II, pp. 351-490.
- (10) Machiavelli, *Principe*, 8, p. 54. 邦訳、二九―三〇頁。
- (11) *Ibid.*, 9, p. 62. 邦訳、三三頁。
- (12) *Ibid.*, 8, p. 54. 邦訳、三〇頁。
- (13) マキアヴェッリのヴァルトゥ概念に焦点を合わせた研究には次のものがある。I. Hannaford, 'Machiavelli's Concept of Virtù in *The Prince* and *The Discourses* Reconsidered', in *Political Studies*, 20 (1972), pp. 185-189. Russel Price, 'The Senses of Virtù in Machiavelli', in *European Studies Review*, 3 (1973), pp. 315-345. John Plamenatz, 'In Search of Machiavellian Virtù', in *The Political Calculus: Essays on Machiavelli's Philosophy* (Toronto and Buffalo: University of Toronto Press, 1972), pp. 157-178. Neal Wood, 'Machiavelli's Concept of Virtù Reconsidered', in *Political Studies*, 15 (1967), pp. 159-172.
- (14) Machiavelli, *Principe*, 8, p. 57. 邦訳、三二頁。

- (15) *Ibid.*, 8, p. 57. 邦訳'三〇頁。
- (16) *Ibid.*, 8, p. 57. 邦訳'三二頁。
- (17) J. H. Whitfield, *Machiavelli* (Oxford: Basil Blackwell, 1947), p. 80. Price, op. cit., p. 331. 池田廉「前掲書」訳注'三〇三頁。 Dann Eldar, 'Glory in Machiavelli's Thought', in *History of Political Thought*, 7 (1986), pp. 419-438, at 428-429. Victoria Kahn, 'Virtù and the Example of Agathocles in Machiavelli's Prince', in *Machiavelli and the Discourse of Literature*, ed. by Albert Russell Ascoli and Victoria Kahn (Ithaca and London: Cornell University Press, 1993), pp. 195-217, esp. 201-210.
- (18) Machiavelli, *Discorsi*, III, 30, p. 295. 邦訳'三十三頁。
- (19) *Id.*, *Il Principe*, 6, pp. 50, 52. 邦訳'二八頁。
- (20) 鹿子生浩輝「マキアヴェッリの長期的視座——『君主論』における新君主の目的」『政治研究』第五五号(二〇〇八年)「一四三—一七三頁」特に一五七—一六〇頁。
- (21) 執筆時期の問題をめぐり論じる余裕はない。この問題については、例えば、次の文献を参照。Hans Baron, 'The *Principe* and the Puzzle of the Date of Chapter 26', in *Journal of Medieval and Renaissance Studies*, 21 (1991), pp. 83-102. Chabod, op. cit., pp. 137-193. Felix Gilbert, *History: Choice and Commitment* (Cambridge, Massachusetts and London: The Belknap Press of Harvard University Press, 1977), pp. 112-114. Roberto Ridolfi, *The Life of Niccolò Machiavelli*, tr. by Cecil Grayson (Chicago: The University of Chicago Press, 1963), esp. p. 299.
- (22) Machiavelli, *Principe*, 8, pp. 60-61. 邦訳'三二—三三頁。
- (23) Agatocle 'tenne sempre, per li gradi della sua età, vita scellerata', *Ibid.*, 8, p. 55. 邦訳'三〇頁。
- (24) ゴイニングレーゼらによれば、アガトクレスの情報に関してマキアヴェッリは「ユスティヌスが編纂した『ペリピカの歴史』をもつばら典拠としたという。Inglese, *Il Principe*, p. 55, n. 41. 池田廉「前掲書」七七頁、注五。その著作の第二巻と第三巻からは、アガトクレスが支配権獲得時までに様々な恥ずべき行為や悪行に耽り、その後も対外政策を中心に同様の行為があったと特徴づけている印象を受ける。ボンベイウス・トログス(ユニアヌス・ユスティヌス抄録)『地中海世界史』合版学訳(京都大学学術出版会、一九九八年)「二九四、二九八、三〇一、三〇三頁。
- (25) Machiavelli, *Principe*, 8, p. 60. 邦訳'三二頁。
- (26) マキアヴェッリは「ロンバルディアやローマニヤでは、トスカーナとは異なり、共和制、あるいは自由な統治形態を採用することができないと考えていた。彼によれば、その腐敗ゆえに、何らかの秩序を形成するためには、絶対的と呼びうるほどの強大な君主支

- 配権が必要であった。Id. *Discorsi*, I, 55, pp. 175-176. 邦訳『一四九—一五〇頁。
- (27) Lodovico Alamanni, *Discorso di Lodovico Alamanni sopra il femare lo stato di Firenze nella devozione de' Medici*, in *Firenze dalla repubblica al principato: Storia e coscienza politica*, by Rudolf von Albertini (Torino: Giulio Einaudi editore, 1955), pp. 376-384, at 380.
- (28) Machiavelli, *Principe*, 7, pp. 44, 46. 邦訳『二五—二六頁。
- (29) Cf. Victor A. Santu, "Fama" e "Lauda" Distinte da "Gloria" in Machiavelli', in *Forum Italicum*, 12 (1978), pp. 206-215.
- (30) Machiavelli, *Principe*, 6, p. 34. 邦訳『二〇—二二頁。
- (31) *Ibid.*, 6, p. 37. 邦訳『二三頁。
- (32) Id., *Discorsi*, I, 9, p. 86. 邦訳『三九頁。
- (33) *Ibid.*, I, 9, p. 86. 邦訳『三九頁。
- (34) *Ibid.*, I, 9, p. 86. 邦訳『四〇頁。
- (35) *Ibid.*, I, 10, p. 91. 邦訳『四五頁。
- (36) Id., *Principe*, 6, p. 33. 邦訳『二〇頁。
- (37) アラマンニはその著作の冒頭で、メディチ家の祖先がフィレンツェで「名譽 (honore)」を得ていたことを小ロレンツォに留意させ、祖国を血に染める方法が「きわめて高貴で輝かしい名声 (fama)」を汚すことになることを警告している。Alamanni, op. cit., pp. 376, 380.
- (38) 佐々木毅『マキアヴェッリの政治思想』(岩波書店、一九七〇年)、特に七九—八〇、九六—九八頁。
- (39) Machiavelli, *Principe*, 9, p. 38. 邦訳『三六頁。マキアヴェッリのこうした言明にもかかわらず、この章の意図が市民的な方向を維持することへの批判(専制的な方向への推奨)だとする研究もある。しかし、マキアヴェッリのその言明をどのように捉えるべきなのかについての明確な説明はなされていないし、専制を肯定したと解釈しうるテキスト上の根拠も示されているようにには見えない。
- (40) Giorgio Cadoni, 'Intorno a Due Capitoli del «Principe»', in *La Cultura*, 9 (1971), pp. 342-375. Id., *Machiavelli: Regno di Francia e «principato civile»* (Roma: Bulzoni Editore, 1974), ch. 2. Paul Larivaille, 'Il capitolo IX del «Principe» e la crisi del «principato civile»', in *Cultura e scrittura di Machiavelli, atti del Convegno di Firenze-Pisa 27-30 ottobre 1997* (Roma: Salerno Editore, 1998), pp. 221-239. 石黒 前掲『特に四八、五三、五六頁。
- (40) G・サッソの解釈は、G・カドーニとは異なり、「市民的君主」の統治が専制へ向かうものではないという点で正当である。と

はいえ、彼の解釈は、『君主論』の類型化の営為を誤解している部分が少なくない。サツソは、例えば、支配権の行使において国家の公的利益を重視している点で、ボルジアやアガトクレスも「市民的君主」であったと論じている。この解釈によれば、マキアヴェッリは「君主論」第九章冒頭で、支配権の「起源」(つまり獲得)の様態を考察し、そこでは「チヴィーレ」という言葉を暴力の不在や市民的同意といった観点から用いたが、同章の途中からその言葉を公的利益追求という別の意味で用いたという(彼は、この前提の上に様々な別の議論を展開している)。Sasso, op. cit., pp. 356-364. イングレーゼも、サツソらの議論を踏まえながら、マキアヴェッリは、第九章冒頭で示していた自らの分類基準を、同章の途中で「新しい分類基準」へと修正しており、さらにはその不明確さから別の「厄介な困難」が生じていると論じている。Inglese, *Per Machiavelli*, pp. 67-68. しかし、マキアヴェッリが自らの見解を一つの短い章の中で急遽変更したという解釈は、その変更の理由を(最初に表明された見解を修正しなかった理由とともに)解明しなければ、説得力を欠いていると言わざるをえない。むしろ、マキアヴェッリが同章で「チヴィーレ」の意味を一貫させていたと解釈する方が自然であり、この解釈は十分に可能である。すなわち、第九章で考察される問題とは、「市民的君主」が支配権を行使する上で、支配権獲得の様態に直接的に由来する固有の政治問題にどのように対処するか、である。この問題に対するマキアヴェッリの基本的な結論とは、支配権の獲得時に暴力を用いず他の市民の好意に依拠した君主は、同様の「市民的」な様態(体制)で支配権を行使すべきだということである。このように捉えるとすれば、マキアヴェッリの議論にイングレーゼらの言う曖昧さや齟齬はない。ボルジアやアガトクレスのような君主、すなわち、支配権獲得の様態の点ですでに「市民的君主」の類型に属していない君主を「市民的君主」と呼ぶことは、同章の趣旨からすれば、不適切であろう。

- (41) Machiavelli, *Discorsi*, I, 25, p. 120. 邦訳、八〇頁。
- (42) *Ibid.*, II, 2, pp. 299-397. 邦訳、一七三頁。
- (43) *Id.*, *Principe*, 9, p. 63. 邦訳、三四頁。
- (44) *Id.*, *Discorsi*, esp. pp. 212-213. 邦訳、一四〇—一四一頁。
- (45) *Ibid.*, p. 220. 邦訳、一四八頁。
- (46) Rubinstein, 'The history of the word *Politicians* in early-modern Europe', in *The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), pp. 41-56. Whitfield, *Discourses on Machiavelli* (Cambridge: W. Heffer & Sons, 1969), pp. 164-169.
- (47) Leonardo Bruni, *De Militia*, in *Opere Letterarie e Politiche di Leonardo Bruni*, a cura di Paolo Viti (Torino: UTET, 1996), pp. 654-701, at 658.

- (48) Girolamo Savonarola. *Trattato circa il reggimento e governo della città di Firenze, con una Premessa di Luigi Firpo* (Torino: Bottega D'erasmo, 1963), I, 1, p. 7. 「マインツニエ統治論』『ルネサンス・マインツニエ統治論』須藤祐孝訳（無限社一九九八年）二二二五頁。
- (49) Machiavelli, *Discorsi*, I, 9, p. 87. 邦訳、四〇頁。
- (50) Rubinstein, *The Government of Florence under the Medici (1434 to 1494)* (Oxford: Clarendon Press, 1997).
- (51) *Ibid.*, p. 261.
- (52) Pocock, *op. cit.*, p. 160. 邦訳、一四四頁。
- (53) *Ibid.*, p. 180. 邦訳、一六一頁。Id., 'Custom and Grace, Form and Matter: An Approach to Machiavelli's Concept of Innovation', in *Machiavelli and the Nature of Political Thought* (London: Lowe and Brydone, 1972), pp. 153-174, at pp. 169, 173.
- (54) Whitfield, *Discourses on Machiavelli*, p. 170. Viroli, *op. cit.*, pp. 128-129. Id., 'The Revolution in the Concept of Politics, in *Political Theory*, 20 (1992), p. 486. この後者の論文で「マッローリ自身、political or civil という表現を用いている」という用語の互換可能性を指摘しているようにも見える。
- (55) Machiavelli, *Principe*, 8, p. 54. 邦訳、三〇頁。
- (56) Id., *Discorsus*, esp. p. 221. 邦訳、一四八頁。
- (57) Id., *Principe*, 26, p. 169. 邦訳、八五頁。